平成２２年（フ）第１６９号
三重県松阪市星合町2375番地２
破産者　有限会社石倉金型工業
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９１号
三重松阪市肥留町145番地16
破産者　石倉　浩也
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６７号
三重県津市高茶屋７丁目12番16号
破産者　西口組こと　西口　　勲
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３１号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地197
破産者　奥田　　勝
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８０号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地197
破産者　有限会社ライジング
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７６号
長崎県大村市幸町25番地18
破産者　株式会社みつる興産
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
山形県鶴岡市東新斎町２番36号
破産者　きもののむらき有限会社
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１１３号
神奈川県藤沢市南藤沢20―21ベストハウスビル４Ｆ
破産者　サンクエトワール株式会社
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７号
岐阜県羽島市福寿町平方10丁目80番地
破産者　株式会社福岡組
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１９号
愛知県知立市牛田町遠新切22番地
破産者　有限会社安藤
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
愛知県刈谷市広小路４丁目208番地
破産者　有限会社フロム・サーティー
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
愛知県豊田市井上町１丁目73番地
破産者　有限会社大星機工
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３０４号
京都市南区上鳥羽清井町25番地
破産者　有限会社ダイシンベンダー
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
兵庫県洲本市桑間748番地の１
破産者　広井サッシ工業株式会社
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５０９号
愛媛県松山市古川北１丁目24番６号
破産者　株式会社アルプス興業
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９２号
熊本市安政町６番12号
破産者　株式会社スイエル・エム
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７６号
宮崎市橘通東３丁目１―11　アゲインビル２Ｆ
破産者　株式会社トミヤマ洋服店
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５５号
福岡県大川市大字本木室730番地６
破産者　江﨑　守男
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
福岡県大川市大字榎津311番地７
破産者　相浦今日子
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１５８９号
香川県高松市成合町522－１－Ｄ－３、住民票上の住所愛媛県伊予市下吾川2032番地５
破産者　小園　純秋
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８９号
札幌市白石区南郷通15丁目南１番32号　アムール南郷401号
破産者　石澤　智幸
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４７号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目２番22―1104号
破産者　相葉　　宏
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部